

第 7 次総量規制基準の設定の基本的考え方について

1 中央環境審議会答申「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」の概要

総量規制基準の位置づけ

第 7 次在り方答申では、東京湾・伊勢湾及び大阪湾においては、今後も水環境改善を進める必要があるとされた。総量規制基準による汚濁負荷量の規制はその中でも重要な役割を果たしている。

総量規制基準設定の趣旨

在り方答申では、指定地域内事業場に係る汚濁負荷量に関しては、6 次にわたる総量規制基準の適用によりかなりの削減が図られてきており、こうした実績を踏まえ、処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要があるとされている。

今回の見直しはこうした考え方にに基づき、現状よりも悪化させないなどの趣旨で行うものである。総量規制基準の設定については、このことに十分留意する必要がある。

総量規制基準の設定方法

- ・ 時期区分は変更しない。ただし、COD の C_o について、排水の実態や処理技術の状況等を考慮した上で、 C_i 又は C_j と同値となるように、今次を含め順次見直していく。
- ・ 業種等の区分は変更しない。なお、窒素及びりんについては、畜産農業に「総面積が 50m^2 以上の豚房施設を有するもの」という備考を設ける。
- ・ 業種等の区分の名称については、産業分類名称の変更を踏まえて変更する。

都府県が総量規制基準を定める際の留意事項

指定地域内事業場において行われた汚濁負荷削減の取組と難易度、費用対効果、除去率の季節変動等にも配慮することが必要である。

2 総量規制基準設定の基本方針について

現行第6次のC値設定にあたり、当時の大阪府環境審議会水質規制部会では次の基本方針を示している。

平成18年1月18日開催大阪府環境審議会水質規制部会資料

(1) 新・増設に係るC等の値(C_i, C_j)については、新たな処理施設の導入が可能であること等から、原則として、C等の値の範囲内の下限値を採用する。

ただし、府域の工場等の処理技術の水準などからみて、下限値の設定が特に困難な場合にあっては、技術水準等を考慮してC等の値を設定する。

(2) 既設事業場に係るC等の値(C_0)については、C等の値の範囲の上限値あるいは下限値の引下げ状況を勘案し、更に、現状の水質、処理方法、許容排出量(L値)の適合状況等を考慮して、その見直しを行う。特に長年にわたり負荷量が低減していない業種について、C等の値の強化に向け、より詳細な見直しを行う。

(3) 現在府域にない業種及び著しく負荷量の小さな業種については、原則として、C等の値の範囲内の下限値を採用する。

(4) 府域の工場等の実態から特定の業種について排水量ランクにより区分した基準を設定してものについては、個々の業種ごとに区分の必要性及び妥当性を検討する。



第7次についての中央環境審議会答申を踏まえて、追加・修正すべき事項はあるか